

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和7年(2025年)9月26日

宇部市議会議長 山下節子様

産業建設委員長 志賀光法

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第84号	宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決	農業集落排水施設使用料及び生活排水処理施設使用料の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、これらの使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第85号	宇部市下水道条例中一部改正の件	原案可決	災害その他非常の場合において、下水道を早期復旧させるため、他の市町村長等の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせることができるよう、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第86号	宇部市水道条例中一部改正の件	原案可決	災害その他非常の場合において、水道を早期復旧させるため、他の市町村長等の指定を受けた者等に給水装置の工事を行わせることができるよう、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第90号	宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件	原案可決	令和6年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第 9 1 案号	宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件	原案可決	令和6年度宇部市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 2 案号	損害賠償の額を定める件	原案可決	損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例第7条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 3 案号	損害賠償の額を定める件	原案可決	損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例第7条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 6 案号	公共施設等運営権の設定について	原案可決	西部浄化センターの公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。